

令和元年度 保育料副食費徴収基準額表(2号・3号認定子ども)

令和元年10月～

区分	2号…子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に規定する就学前子ども 3号…子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に規定する就学前子ども
利用先	保育所、認定こども園

各月初日の利用児童の属する階層区分		保育料・副食費徴収基準額(月額)			
階層区分	定義	3号(0.1.2歳児)		2号(3歳児以上 副食費)	
		標準時間	短時間	階層区分定義	金額
第1階層	生活保護世帯	0		生活保護世帯	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0		年収260万円未満相当	0
第3階層	所得割課税額48,600円未満	15,000	14,800	年収330万円未満相当	0
第4階層	所得割課税額97,000円未満	23,000	22,600	年収360万円未満相当	0
				年収470万円未満相当	4,500
第5階層	所得割課税額169,000円未満	36,000	35,500	年収640万円未満相当	4,500
第6階層	所得割課税額301,000円未満	42,000	41,300	年収930万円未満相当	4,500
第7階層	所得割課税額301,000円以上	43,000	42,300	年収930万円相当以上	4,500

◎市町村民税所得割の額とは

地方税法に適用がある住宅所得控除、寄付金控除、配当控除及び外国税額控除を差し引く前の額です。

◎2号認定児 給食費について

- ① 副食費として月額4,500円を徴収します。主食費(パン・米代)は、各施設で徴収します。
- ② 第3子以降の子ども、同時入所2人目の子ども、保護者の所得が年収360万円未満相当の場合の子どもは、副食費は免除されます。

◎3号認定児 保育料について

- ① 第3階層・第4階層の方で、次に該当する場合は保育料が減免されます。
 - ・ 一人親世帯で児童扶養手当を受給している世帯、在宅障害者(児)のいる世帯で所得割課税額が77,101円未満の世帯(第1子の年齢に関係なく、第1子6,000円、第2子以降免除)
 - ・ 二人親世帯で所得割課税額が57,700円未満の世帯(第1子の年齢に関係なく第2子半額)
- ② 第3子以降の子ども、同時入所2人目の子どもは、保育料が免除されます。

◎3号認定児 短時間保育認定児童の延長保育料について

短時間保育認定児童が7時30分～8時30分・16時30分～18時30分までのいずれかの時間内で保育を必要とする場合は、家庭状況調査票・就労証明書の内容を調査し延長保育が必要と認めるときは、延長保育の決定をします。

決定された対象児童1人につき、月額200円を徴収します。(第1・2・3階層に属する世帯は、0円とします。)